

医療機関における 感染症版BCP策定支援について

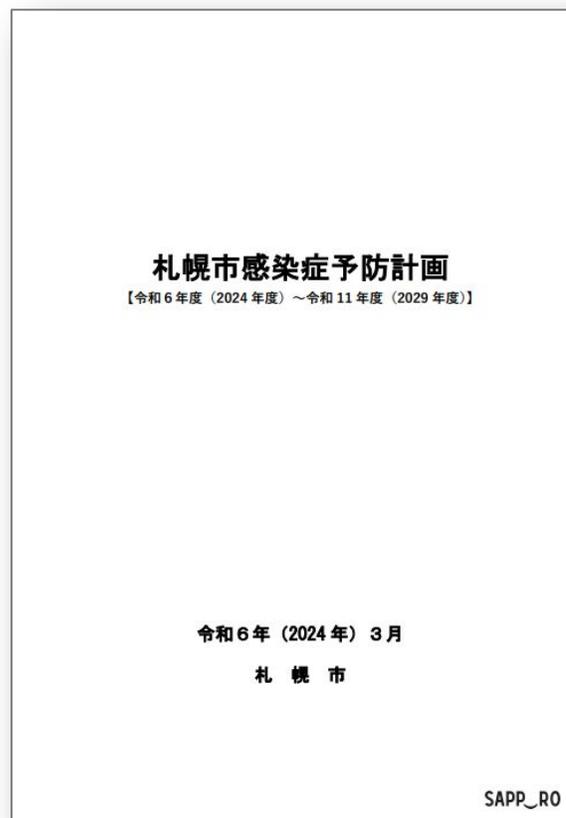


札幌市保健所
感染症総合対策課

○ 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国では令和4年12月に「感染症法[※]」を改正

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

➤ 令和6年3月に札幌市の感染症対策の基本的な指針として「札幌市感染症予防計画」を新たに策定



感染症の予防の推進、まん延防止の基本的な考え方

病原体の情報収集、調査研究

検査体制/検査能力の向上

医療提供体制

感染症患者の移送体制

宿泊療養施設の確保

感染症対策物資等の確保

人材育成/資質の向上
保健所体制の確保

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画

<医療機関の役割(政府行動計画 P35)>

(3)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都道府県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

医療措置協定の締結

- ・院内感染対策の研修、訓練
- ・感染対策物資等の確保

※ このほか、円滑な医療体制構築に向けた国の推進事項についても記載

新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画（BCP）の策定

医療措置協定に基づいた体制構築

新たな感染症発生時には流行初期の対応が重要

○ 新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移(流行開始から5類移行まで)

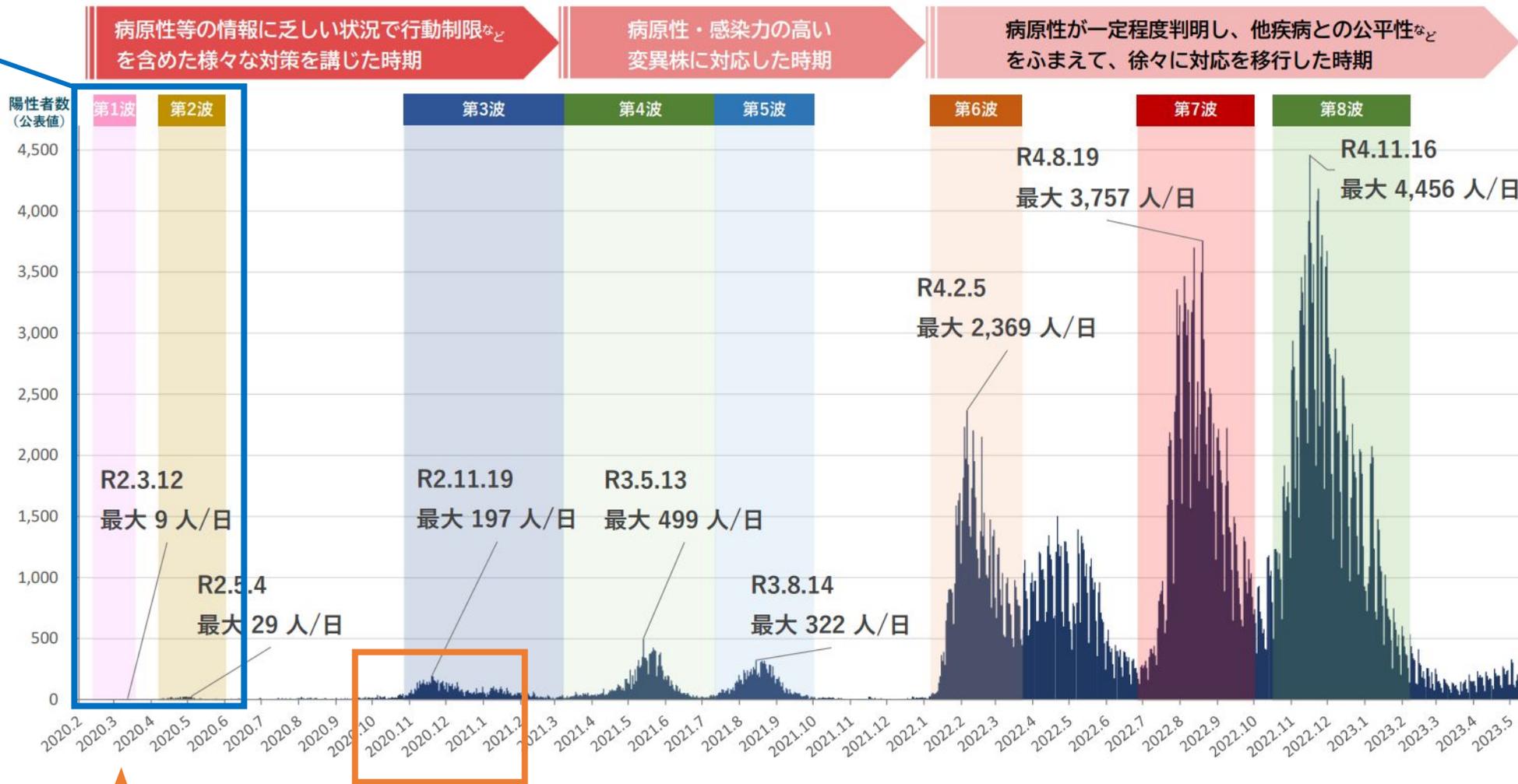
流行初期の混乱

未知のウィルス

経験のない感染対策

感染疑い患者が来院したら

職員が感染したら



病原性等の情報に乏しい状況で行動制限などを含めた様々な対策を講じた時期

病原性・感染力の高い変異株に対応した時期

病原性が一定程度判明し、他疾病との公平性などをふまえて、徐々に対応を移行した時期

国では、新型コロナウイルス感染症流行の第3波の感染者数に対応できる体制を流行初期に確保できるよう体制構築を推進

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を形に残す

コロナ禍

様々な情報をもとに試行錯誤しながら、感染対策を行いながら通常診療を実施

消毒薬

アクリル板

マスク、検温

待合室分離

発熱者の動線

オンライン

病床確保

予約制

現在

新型コロナ5類移行後もウイルスの性質を踏まえ、
必要な感染症対策を行いながら、診療体制を構築

将来

新たな感染症危機が発生したときに、
過去の経験(新型コロナの経験など)に基づいた対応を適切に実施できるか？

<北海道と締結する「医療措置協定」に基づいた対応>

感染症危機発生時には道の要請により締結事項への対応が求められる。

- 病床確保※(病院、有床診療所): 確保病床数
- 発熱外来の実施※: 1日の対応人数
- 自宅療養者等への医療の提供、健康観察
- 後方支援、医療人材派遣等

※病床確保、発熱外来の実施については、道の要請後、概ね7日以内に対応

・・・それは、10年後？30年後？

・・・そのとき、コロナ禍を経験した
スタッフはいる??

コロナ禍に
実施してきたこと

まさに感染症版 BCP

これを将来に向けて
形に残すことが重要

医療機関向け感染症版BCP策定促進事業について(札幌市委託事業)

【事業目的】

- ・感染症危機発生時には、医療措置協定に基づき、通常診療に加え感染症患者の診療を受け入れる等、体制整備が必要
- ・感染症危機発生時の院内の感染対策に加え、入院患者や職員に感染者が発生した場合においても、混乱なく診療を継続できるよう、診療継続計画(感染症版BCP)を策定し、平時から備えておくことが重要

【事業1】相談窓口の設置



- ・自機関で感染症版BCPを策定したい
- ・何から手をつけていいかわからない
- ・管理者や内部に感染症版BCPの必要性を説明したい。

☎ : 011-222-3669
(HIT内、電話対応時間 平日 9:00 ~ 17:00)

✉ : kansen@hit-north.or.jp

【事業2】専門家派遣事業

- ・医療機関が策定する感染症版BCP に対して感染症対応の知見が深い 専門家を派遣し、策定の助言 を行なう。



<募集概要>

募集数 : 札幌市内の 15医療機関 (病院、診療所等)

支援内容 : 外部専門家によるヒアリング(課題抽出)、策定手順や内容への助言(3回程度)

専門家 : 感染管理認定看護師、社会保険労務士、医療経営コンサルタント 等

参加費 : 専門家派遣に関する費用負担はなし

申込締切 : 9月5日(第一次締切)まで

※応募状況により募集期間の延長あり(第二次締切:9月 30日)

医療機関における
「感染症版BCP」策定の手引き

令和7年(2025年)3月
札幌市保健所



SAPPORO

ご清聴ありがとうございました

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/kansensyoubanbcp.html>